

非常時に備えて知っておきたい!! 災害時に開設する 福祉避難所ってなに？



■福祉避難所とは

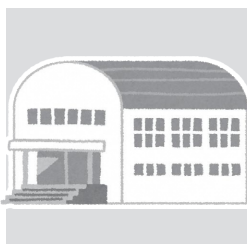
「福祉避難所」は、災害時の避難所において、身体上の理由などにより、一般の避難者と共に生活することが困難で、日常生活の全てにおいて介助が必要になる要配慮者の避難所として開設します。

市では、市内の福祉施設などと協定を締結していますが、ベッド数やスタッフの人数などもあり、受け入れ可能な人数が限られています。このため、福祉避難所に受け入れができない人のために、一般の避難所の中に部屋などを区切って福祉避難スペースを設置する場合があります。

■福祉避難所への避難の流れ



1 災害発生後は、まず身の安全を確保するため、市の指定避難所に避難します。



2 一般の指定避難所では生活することが困難で特に配慮が必要な人が対象となるため、市職員が避難者の身体の状態や必要な支援などの状況を考慮し、福祉避難所への避難対象者を決定します。



3 福祉避難所は避難スペースの確保、スタッフの配置など受け入れ体制が整った段階で開設し、決定された避難対象者を受け入れます。



4 指定避難所から福祉避難所への移送は、避難対象者の家族が行うことを原則としますが、家族による移送が困難な場合は、受入施設などに移送を依頼します。(受入施設による移送が困難な場合は、タクシーなどの公共交通機関の利用や自治会、町内会、ボランティアなどに協力を依頼します)

■注意事項

福祉避難所は、必要に応じて開設される二次的避難所であり、災害発生直後から避難者を受け入れるものではありませんので、**直接、福祉避難所に避難することはできません。**



●問い合わせ

介護高齢課高齢者支援室 ☎53-2111 (内線3420、3421)
総務課危機管理室 ☎53-2111 (内線3141、3142)



市HP関連ページ

